

# 資材証明書

農林水産省 登録認証機関  
特定非営利活動法人 熊本県有機農業研究会 御中

資材名 \_\_\_\_\_

製造者名 \_\_\_\_\_

販売者名 \_\_\_\_\_

当社の本製品（肥料登録番号： \_\_\_\_\_ 号・登録有効期限 \_\_\_\_\_ ）  
は下記のとおり製造されたものであり、「有機農産物の日本農林規格」の基準を満たす資材であることを証明します。

1. すべての原材料（造粒剤、乳化剤、酸化防止剤、加工助剤等補助的に添加するものも含む）が「別表1」の肥料及び土壌改良資材に該当するものであるとともに、それぞれの基準を満たしています（ただし育苗に用いる用土の原土の場合は、過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌のみを用いています）。
2. 1の基準を満たす原材料を用いて本製品を製造する工程において、化学的に合成された物質を添加していないとともに、化学的な工程を経ていません。
3. 本製品では下記条件に該当する微生物資材及び酵素は使っていません。
  - 1) 組換えDNA技術を用いて製造した微生物及び酵素。
  - 2) 微生物の培養が終わった後に、別表1に適合しない資材を添加した微生物資材。

この証明書および添付資料の内容については、当社がその責任を負うものとします。  
又原材料及び製造工程等内容に変更があった場合には、発行先に知らせるものとします。

証明年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所

電話

FAX

会社名

印

担当者名

印

申請者名：

No.2

資材証明書添付書類

製造法（行程フローチャート）

原材料名 （使用している原材料はすべて記入）	別表1の該当項目	農林規格適合の具体的 確認方法・補足説明

- 1) 上記の製造工程もしくは原材料には、造粒剤、乳化剤、酸化防止剤、加工助剤等の補助的に添加している添加剤もすべて記載してください。
- 2) 特に、食品工場および繊維工場からの農畜産由来の資材においては、その製造工程において加工助剤を含め化学的な物質を一切用いていないこと及び化学的工程を経ていないことを確認し、その内容を補足説明の項にお書きください。
- 3) と畜場又は水産加工場からの動物性由来の資材も凝集剤や酸化防止剤が使われていないことを確認し、その内容を補足説明の項にお書きください。

年 月 日

資材証明書発行会社名

## 資材証明書について

資材名：正確にご記入ください。商品名・登録名など名称が複数ある場合は、生産者が判別しやすいものをご記入ください。  
 製造者名：資材を製造しているメーカー名  
 販売者名：資材を事業者へ販売している最終販売者名  
 肥料登録番号・登録有効期限：肥料登録されている場合のみ記入  
 証明年月日：有効期限は3年間です。3年以上前の日付の証明書は無効となりますのでご注意ください。  
 担当者名：証明書発行の担当者名（できるだけご記入ください）

## 資材証明に必要な添付資料

No.2の用紙をご記入ください（右の記入例参照）。  
 または、別紙として以下の事項がわかる資料を添付してください。

### ●原材料

助剤なども含め、使用している原材料全て記入して下さい。

### ●製造法（工程フローチャート）

日本農林規格で定められた許容資材もしくは、天然物質又は天然物質に由来するもので製造されており、化学的に合成された禁止物質を使用又は添加していないものであることを証明し得るように記入して下さい。

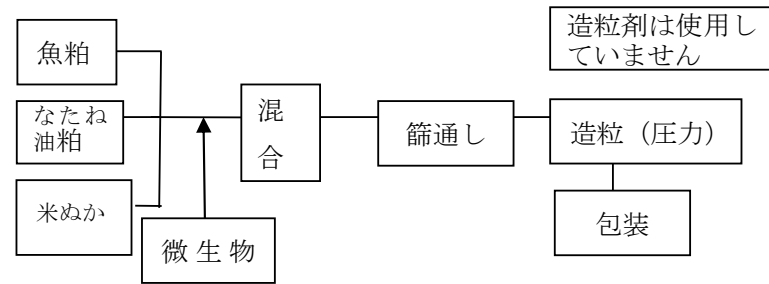
●成分表（原単位・設計成分）や、チラシ・パンフレット（説明用として使用の物）なども、できれば添付してください。

※ 最新の日本農林規格は下記のHPでご確認になるか、熊本県有機農業研究会までお問合せ下さい。（TEL：096-223-6771）  
 【農林水産省HP】

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/youki.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html)

## 記入例

### 製造法（行程フローチャート）



- ▼原材料には造粒剤、乳化剤、酸化防止剤、加工助剤等補助的に添加するものもすべて記載してください。
- ▼特に食品工場由来資材の場合、加工助剤を必ず記載してください。
- ▼と畜場又は水産加工場からの動物性由来の資材も凝集剤や酸化防止剤が使われていないことを確認し、その内容を補足説明の項にお書きください。

原材料名 (使用している原材料はすべて記入)	別表1の該当項目	農林規格適合の具体的確認方法・補足説明
魚粕	と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	製造会社からの資材証明有
なたね油粕	食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材	購入先から書面で確認
米ぬか	植物及びその残さ由来の資材	納入先(JA熊コイン精米所)で現地確認
微生物資材 BF-11		製造会社からの資材証明有 ※微生物資材及び酵素は、最終製品にほぼ残らない培地は化学的なもの（農林規格に適合しないもの）を使用しても構わないとされています。

